

久喜市教育委員会令和5年5月定例会

開催月日 令和5年5月22日（月曜日）
開催場所 鷲宮総合支所3階 庁議室1・2
開会時刻 午前10時00分
閉会時刻 午前10時35分

久喜市教育委員会令和5年5月定例会議事日程

- 第 1 署名委員の指名
書記の指名
会議時間の決定
 - 第 2 前回会議録の承認
 - 第 3 教育長報告
ア 久喜市教育委員会会計年度任用職員の採用について
 - 第 4 議事
議案第40号 久喜市教育委員会会計年度任用職員の採用について
議案第41号 久喜市教育委員会所管の委員等の委嘱又は任命について
議案第42号 久喜市教育委員会表彰について
議案第43号 久喜市地域学校協働活動推進員設置要綱の一部を改正する告示について
 - 第 5 その他
次回定例会について
- 配布資料 議案書、議案参考資料、教育長報告
会議の公開・非公開 一部非公開（人事案件、個人情報を含む案件のため）

教育委員

出席委員 5名

教育長 柿 沼 光 夫
委員 山 中 大 吾
委員 渋 谷 克 美

教育長職務代理者 諸 橋 美津子
委員 小野田 真 弓

欠席委員 なし

事務局

教育部長 野 原 隆
教育部副部長 斧 田 直 樹
参事兼指導課長 飯 野 純 子
参事兼生涯学習課長 小森谷 修
教育総務課長 甲 田 栄 二
学務課長 関 口 智 彰
学校給食課長 小 林 喜 則
公民館事業推進室長 富 澤 均 仁
文化財保護課長 堀 内 謙 一

教育総務課

係長 相 園 浩 一
主任 宮 道 未 央

傍聴者 なし

午前10時00分

◎開会の宣言

- 教育長（柿沼光夫） 新型コロナウイルス感染症でございますけれども、今月8日から5類に移行し、これまでありました様々な制限も緩和の方向が示されました。そのような中、春の運動会、体育祭が開催された学校では、子どもたちの伸びやかな活気に満ちた姿を見ることができました。もちろんウイルスはなくなっておりませんので、感染対策は引き続き必要なことではありますが、教育本来の取組が実施できるようになったことは大変喜ばしいことでもあります。

本日、山中大吾様が教育委員に再任をされております。引き続き山中様には久喜市の教育行政の発展のためにご意見、ご指導を賜りますようお願い申し上げます。

- 委員（山中大吾） よろしく申し上げます。
○教育長（柿沼光夫） 早速ではありますが、始めさせていただきます。

ただいまの出席者は、委員4名と私を含め5名であります。地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第3項の会議開催の規定でございます教育長及び在任委員の過半数の出席要件を満たしておりますので、これより久喜市教育委員会令和5年5月定例会を開会いたします。

◎開議の宣告

- 教育長（柿沼光夫） これより直ちに本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

- 教育長（柿沼光夫） 本日の議事日程につきましては、あらかじめ委員各位のお手元に配付したとおりでございます。

次に、会議の公開の是非についてお諮りをいたします。

教育長報告ア、議案第40号及び議案第41号につきましては、人事案件でありますことから、議案第42号につきましては個人情報を含む案件でありますことから、会議を公開しないこととさせていただきたいと存じますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

- 教育長（柿沼光夫） 異議なしと認めます。

よって、教育長報告ア及び議案第40号から議案第42号につきましては、会議を非公開とさせていただきます。

◎会議録署名委員の指名

- 教育長（柿沼光夫） 日程第1、会議録署名委員の指名を行います。

会議録署名委員は、久喜市教育委員会会議規則第22条第2項の規定によりまして、教育長において指名をさせていただきます。

本日は、小野田委員と渋谷委員をお願いいたします。

◎会議録作成者の指名

- 教育長（柿沼光夫） 会議録作成者は、教育総務課、相園係長をお願いいたします。

◎会議時間の決定

- 教育長（柿沼光夫） 会議時間につきましては、本日の日程が全て終了するまでといたしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

- 教育長（柿沼光夫） 異議なしと認めます。

よって、本日の日程が全て終了するまでといたします。

◎前回会議録の承認

- 教育長（柿沼光夫） 日程第2、前回会議録の承認を求めます。

令和5年4月24日に開催いたしました令和5年4月定例会の会議録につきましては、あらかじめ委員の先生方のお手元に配付したとおりでございます。

お手元の会議録にご異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

- 教育長（柿沼光夫） 異議なしと認めます。

よって、会議録につきましてはご承認いただきました。

日程第3、教育長報告でございます。

報告事項につきましては、お手元の日程のアの1件でございます。

次の教育長報告ア及び議案第40号から議案第42号につきましては、先ほどご了解いただきましたとおり、非公開案件でありますことから、会議を非公開とさせていただきます。

〔これより非公開とする〕

- 教育長（柿沼光夫） 暫時休憩いたします。

午前10時02分 休 憩

午前10時02分 再 開

- 教育長（柿沼光夫） 再開いたします。

◎教育長報告 ア

- 教育長（柿沼光夫） それでは、ア、久喜市教育委員会会計年度任用職員の採用についての報告でございます。

報告の内容につきましては、教育総務課長及び担当課長よりご説明いたします。

教育総務課長。

〔非公開案件につき省略〕

- 教育長（柿沼光夫） 以上で教育長報告を終了いたします。

日程第4、議事に入ります。

◎議案第40号

- 教育長（柿沼光夫） 初めに、議案第40号を上程し、これを議題といたします。

議案書の1ページを御覧ください。議案第40号について提案理由の説明を求めます。

教育部長。

[非公開案件につき省略、全員の賛成により原案どおり可決]

◎議案第41号

- 教育長（柿沼光夫） 続きまして、議案第41号を上程し、これを議題といたします。
議案書の3ページを御覧ください。議案第41号について提案理由の説明を求めます。
教育部長。

[非公開案件につき省略、全員の賛成により原案どおり可決]

◎議案第42号

- 教育長（柿沼光夫） 続きまして、議案第42号を上程し、これを議題といたします。
議案書の12ページを御覧ください。議案第42号について提案理由の説明を求めます。
教育部長。

[非公開案件につき省略、全員の賛成により原案どおり可決]

- 教育長（柿沼光夫） これをもちまして会議の非公開を解きます。

[非公開を解く]

- 教育長（柿沼光夫） 暫時休憩いたします。

午前10時16分 休 憩

午前10時16分 再 開

- 教育長（柿沼光夫） 再開いたします。

◎議案第43号

- 教育長（柿沼光夫） 続きまして、議案第43号を上程し、これを議題といたします。
議案書の14ページを御覧ください。議案第43号について提案理由の説明を求めます。
教育部長。

- 教育部長（野原隆） 議案第43号 久喜市地域学校協働活動推進員設置要綱の一部を改正する告示についてにつきまして、提案理由の説明をさせていただきます。

久喜市地域学校協働活動推進員設置要綱の一部を、別紙のとおり改正することについて議決を求めるものでございます。

議案の内容につきましては、生涯学習課長よりご説明申し上げます。

- 教育長（柿沼光夫） 生涯学習課長。

- 参事兼生涯学習課長（小森谷修） 生涯学習課でございます。議案書15ページをお開きいただきたいと存じます。議案第43号 久喜市地域学校協働活動推進員設置要綱の一部を改正する告示について、ご説明申し上げます。

久喜市地域学校協働活動推進員設置要綱につきましては、令和3年4月1日から施行し、現在41名の方に令和5年5月24日までの任期で委嘱を行っているところでございます。従前無償で活動を行っていただいていたまいりましたが、行っていただく活動の内容や他の委員等の謝金の支給状況等を勘案し検討した結果、謝金を支給することが適当であ

ると考えられますことから、要綱の一部の改正を行ったものでございます。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○**教育長（柿沼光夫）** 議案第43号について質疑をお受けいたします。

渋谷委員。

○**委員（渋谷克美）** それでは、4点ほどお伺いいたします。

まず、地域学校協働活動推進員の活動に対しまして一定の謝礼を支払うことは、本人のやりがいですとか責任の自覚という点からもよろしいのではないかと思います。そうした上で、今回その活動が始まって3年目で、活動費を無償から有償に変更したということです。ほかの委員との兼ね合いというふうなことでしたけれども、当初は無償だったわけですね。そのあたりの経緯、理由をもう少し丁寧に説明していただけたらと思います。

それと、2点目ですが、令和3年7月に生涯学習課が作成しました久喜市における地域学校協働活動という資料の中に、学校運営協議会、コミュニティ・スクールとの連携協働が必要というようにありました。学校運営協議会については、規則で報償は別に定めるとありますが、今回この推進員の基本額と比較した場合、差はあるのでしょうか。あるとすれば、その理由をお伺いいたします。

3点目ですが、さきほど申し上げました資料の中で、久喜市における地域学校協働活動の例として、放課後子ども教室、ゆうゆうプラザ、くき本樹塾、それから地域の行事、イベントなどが上げられていました。その中には、現在無償で行っているものですか、既に謝礼を支払っているものがあると思います。今後は、こういったもの全てについて謝礼を支払うという考え方なのでしょうか。そうでないとした場合、何を基準に区分していくのか、その辺をお伺いしたいと思います。

4点目ですが、令和5年度の当初予算では、219万1,000円の予算措置がされておりました。今回37名の委員を委嘱したわけですが、この予算措置の積算根拠と具体的な請求、支払い方法について教えていただきたいと思います。

○**教育長（柿沼光夫）** 生涯学習課長。

○**参事兼生涯学習課長（小森谷修）** 4点ほどご質問いただきました。

まず、1点目でございますけれども、有償と変更した理由と経緯でございます。従来無償で活動を行っていただいていたけれども、行っていただく活動の内容、それから他の委員との謝金の支給状況等を検討した結果、謝金を支給することが適当であるというふうに考えたところでございます。特に学校運営協議会の皆様は、指導課のほうから年6,000円の謝金と申しますか委嘱の費用をいただいているという部分がございます、そちらの皆様と同等の考え方ということで、金額を積算いたしまして、今回の改正に至ったというところでございます。

2点目の、その学校運営協議会の委員さんとの金額の比較でございますけれども、先ほど6,000円と申し上げましたが、今回の要綱の改正に当たりまして、時給、1時間当たりの金額を1,000円と定めさせていただいております。41名の方が延べでいらっしゃる

ということで、41名掛けることの1,000円掛ける年間5日の活動費を考えておるということでございます。特に地域学校協働活動推進員の皆様につきましては、放課後子ども教室分と学校応援団分というのがございますけれども、学校応援団分のほうは指導課で適宜担当をしていただいで、私どものほうは主に放課後子ども教室について謝金をお支払いしているというような状況でございます。

次に、3点目でございます。有償、無償となる事業の基準ということでございますが、先ほど渋谷委員におっしゃっていただいたとおり、委員の皆様につきましては様々な活動を行っていただいでございます。そういった中で、全てが有償になるということではございませんので、私どもとしましてはあくまでも法的根拠がある事業が有償活動ということになってございます。地域学校協働活動推進員の皆様の主な活動内容としては、地域学校協働活動への助言指導、それから地域の教育課題の解決に必要な連絡調整、それから地域または学校の教育活動への支援、企画または参加促進、学校運営協議会、その他関係機関との調整という形になるかと思えます。以上のような法的根拠があるものを適宜判断させていただきまして、我々のほうで支給対象事業とするというような形で考えております。

続きまして、4点目の積算根拠でございます。219万1,000円の予算が措置されてございますけれども、そのうち地域学校協働活動推進員の皆様にお支払いする予定の予算につきましては、先ほど申し上げた単価1,000円掛けることの41名、掛けることの5日でございます。219万1,000円のうち20万5,000円のほうを予算措置というふうに考えてございます。

以上でございます。

○教育長（柿沼光夫） 渋谷委員。

○委員（渋谷克美） そうしますと、支払いの対象となるのは主に放課後子ども教室で、何が該当するかということについては、生涯学習課のほうで判断するという理解でよろしいでしょうか。それから、もう一点なのですが、近隣の他市町は有償、無償の割合などはどうなっているのでしょうか。

○教育長（柿沼光夫） 生涯学習課長。

○参事兼生涯学習課長（小森谷修） 謝金の支払いに関しては、主に放課後子ども教室を想定してございます。その内容につきましては、先ほど申し上げた地域学校協働活動推進員の主な活動に伴うものという形になってございますので、そちらに照らし合わせて生涯学習課のほうで判断をさせていただきたいと考えてございます。

他の自治体の状況でございますけれども、埼玉県のとて要綱の謝金上限単価につきましては、コーディネーターが1,480円、統括コーディネーターにつきましては2,200円となっております。毛呂山町は1,480円、小川町は2,200円、川島町は1,000円を採用されているというような状況でございます。そのような状況の中で、学校運営協議会委員の報酬が年6,000円ということでございますので、そちらとの兼ね合いも勘案いたしまして、1時

間当たり 1,000 円という形で考えたところでございます。また、20 万 5,000 円という金額でございますけれども、予算上はもう少し多くとっておきたかったところでしたが、こちらのほうは査定で難しかったというところがございまして、実際活動していただいて、お支払いできないことがないように対応していきたいと考えております。

以上でございます。

- 教育長（柿沼光夫） 渋谷委員。
- 委員（渋谷克美） 最後にもう一点だけ確認なのですが、20 万 5,000 円ということが今出ましたが、ここの予算措置は 219 万 1,000 円ありますよね。そうしますと、その残りの金額はどのような予算なのでしょうか。
- 教育長（柿沼光夫） 生涯学習課長。
- 参事兼生涯学習課長（小森谷修） こちらにつきましては、主にゆうゆうの実施委員さんに対する報酬でございまして、主なものといたしますと教育活動推進員、実施委員長、それから教育活動サポーター、特別支援サポーター、運営委員さん、それから役員会、そういった方々に対する従前あった報酬というのが主なものでございまして、今回新たに追加したのは先ほど申し上げた地域学校協働活動推進員の 20 万 5,000 円という形になっております。
- 教育長（柿沼光夫） これは、国、県の補助があるんですね。
- 参事兼生涯学習課長（小森谷修） はい。
- 教育長（柿沼光夫） 諸橋委員。
- 教育長職務代理者（諸橋美津子） この推進員の方は年間にどのぐらい活動されているのでしょうか。
- 教育長（柿沼光夫） 生涯学習課長。
- 参事兼生涯学習課長（小森谷修） これは我々の想定範囲で平均したところなのですが、予算要求の段階では、年間 10 日程度をとというふうに考えてございました。ですので、1 日 1 時間掛けることの 10 日という形で、要求はさせていただきました。ただ、実際はそれほど予算がつかせませんでしたので、今のところ年間 5 日の活動費ということで想定をしているところでございます。
- 教育長（柿沼光夫） 諸橋委員。
- 教育長職務代理者（諸橋美津子） コミュニティ・スクールの学校運営協議会の方との比較ということで、金額を設定されているということなのですが、このコミュニティ・スクールのほうも会議は年間かなりされていると思いますし、それ以外の活動も皆さんしていただいているんですね。言葉が悪いのですが、駆り出されているというか、また駆り出されている内容も結構重いという話も聞きますし、そのような中で年 6,000 円というのが高いのか安いのかということも、今お話聞いていて思いました。また、放課後子ども教室のほうも私も携わっているのですが、その辺との兼ね合いということになると、実施委員のほうに支払われている謝金のほうが、差額としてはこちらの金額と見

合っていないのかなというのが正直に今感じたところなのですけれども、その辺はもし全て統一されるのであれば、かなりの活動、時間を使っていただいているので、そういった意味ではもう少し見合った金額を支給していただいてもいいのではないかと、今お話を聞いていて思いました。

- 教育長（柿沼光夫） 要望ということによろしいでしょうか。
- 教育長職務代理者（諸橋美津子） はい、要望です。
- 参事兼生涯学習課長（小森谷修） 分かりました。
- 教育長（柿沼光夫） 小野田委員。
- 委員（小野田真弓） 1時間につき1,000円の5日分ということでしたが、1日1時間という計算になるということによろしいですか。1時間で終わる仕事ということなのでしょうか。それでしたら1日1,000円のほうがいいのかなというように思いますが、いかがでしょうか。
- 教育長（柿沼光夫） 生涯学習課長。
- 参事兼生涯学習課長（小森谷修） おっしゃるとおり、当然そういった形になるかと思うのですけれども、1日1,000円というわけにもなかなかいかないところがございます。最低賃金とか、そういったものもございます。そういった中で、当然勤務ではないので、そういった最低賃金と関わりはないのですけれども、それに見合うような金額で設定しなければいけないというところで、1時間につき1,000円とさせていただいております。県の要綱の上限額が1,480円ですので、それに準ずるような努力はしてまいりたいと思いますけれども、学校応援活動というのもございますので、そちらの指導課の部分とよく連携をしながら、できるだけ見合った金額がお支払いできるよう、なるべく活動をまとめるなどご迷惑をおかけしないような形で進めてまいりたいと考えてございますので、どうぞよろしく願いいたします。
- 教育長（柿沼光夫） ほかにいかがでしょうか、よろしいですか。
〔「なし」と言う人あり〕
- 教育長（柿沼光夫） 特にないようですので、以上で質疑を打ち切ります。
各委員さんより賛否のご意見をいただきたいと思っております。いかがでしょうか。
〔「異議なし」と言う人あり〕
- 教育長（柿沼光夫） 異議なしと認めます。
よって、議案第43号 久喜市地域学校協働活動推進員設置要綱の一部を改正する告示については、全員の賛成をいただきましたので、原案どおり可決いたしました。
以上をもちまして、本日提出いたしました議案の審議は全て終了いたしました。
◎その他
- 教育長（柿沼光夫） 日程第5、その他の次回の定例会についてでございます。
開催日の案について、事務局よりご説明いたします。
教育総務課長。

○教育総務課長（甲田栄二） 次回定例会につきましてご提案申し上げます。

今回は、令和5年6月27日火曜日午前10時から、会場は鷺宮総合支所3階庁議室1・2で開催することをご提案申し上げます。

○教育長（柿沼光夫） ただいまの提案につきまして、ご都合はいかがでしょうか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○教育長（柿沼光夫） それでは、次回の定例会は6月27日火曜日、時間は午前10時から、会場は鷺宮総合支所3階庁議室1・2とさせていただきます。詳細は、追って事務局からお知らせいたします。

午前10時35分

◎閉議、閉会

○教育長（柿沼光夫） これをもちまして久喜市教育委員会令和5年5月定例会を閉議、閉会といたします。ありがとうございました。

会議のてん末・概要に相違ないことを証明するためここに署名する。

令和5年6月27日

教育長 柿 沼 光 夫

委 員 小野田 真 弓

委 員 渋 谷 克 美